

- ・ 平成29年度地域別最低賃金額改定の目安について
- ・ 年金の受け取りに必要な期間

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”
“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

平成29年度地域別最低賃金額改定の目安について

第49回中央最低賃金審議会において、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられ、平成29年7月27日付で公表されました。各都道府県の引上げ額の目安は以下のとおりですが、全都道府県で20円を超える目安額になっています。

ランク	引上げ額(目安)	都道府県
A	26円	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	25円	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	24円	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口 徳島、香川、福岡
D	22円	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本 大分、宮崎、鹿児島、沖縄

上記の表のとおり確定した場合、**大阪府909円(現行883円)**、**京都府856円(現行831円)**、**兵庫県844円(現行819円)**、**東京都958円(現行932円)**などに引上げられ、最低賃金が時給で決まるようになった平成14年度以降で最高額となる引上げとなります。今後は、各地方最低賃金審議会で調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

年金の受け取りに必要な期間

年金の受け取りに必要な期間が今年の8月1日から変更になったと聞きましたか？



①

はい、「資格期間」がこれまでの25年から**10年(120月以上)**あると年金を受け取ることができるようになりました。「資格期間」とは、以下の期間を合計したものです。

- ①国民年金保険料の納付または免除期間
- ②サラリーマンの期間
(厚生年金保険や共済組合等の加入期間)
- ③合算対象期間(いわゆるカラ期間)



②

合算対象期間(カラ期間)というのは、どういった期間ですか？



③

過去に国民年金に任意加入していなかった場合などでも年金受け取りに必要な期間に含めることができる期間のことを言います。具体的には、①昭和61年3月以前にサラリーマンの配偶者だった期間②平成3年3月以前に学生だった期間③海外に住んでいた期間などが該当します。ただし、年金額の算定には反映されません。



④

新たに年金を受け取れるようになった場合は、何か手続きが必要ですか？



⑤

資格期間が10年以上25年未満の方には既に日本年金機構より年金請求書が郵送されており、それによる請求手続きが必要です。あらかじめ「ねんきんダイヤル」にてご予約の上、手続きされることをおすすめします。

ねんきんダイヤル
0570-05-1165

(050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1165)



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ

「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者: 社会保険労務士 岩田健

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: H29.8.15
NK-GROUP

イラスト協力: WANPUG